議案第５５号

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和５８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （１）～（５）　（略） （６）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に定める２級の障がいを有する者 ２・３　（略） ４　この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）	（定義） 第２条　この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （１）～（５）　（略） ２・３　（略）

第１条の２第３号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。	
（対象者） 第３条　この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア　他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者 イ～コ　（略） （２）～（１３）　（略） ２　（略）	（対象者） 第３条　この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア　他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者 イ～コ　（略） （２）～（１３）　（略） ２　（略）
（医療費助成金） 第４条　市長は、対象者に係る医療の一部負担金（次に掲げるものを除く。）について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただ	（医療費助成金） 第４条　市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第２条第１項第３号に該当する者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号

し、税の申告を行わないこと等の対象者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、医療費助成金の対象としない。 （１）　第２条第１項第３号に規定する重度心身障がい者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金 （２）　第２条第１項第６号に規定する重度心身障がい者に係る精神通院医療費以外の一部負担金	に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の対象者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、医療費助成金の対象としない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例第６条の規定による受給資格の登録等及び第７条の規定による受給者証の交付等その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

令和７年８月２６日提出

埼玉県羽生市長　河　田　晃　明